

事 務 連 絡

平成17年10月13日

各 検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

インド産家きん肉等の取扱いについて

標記については、平成17年10月13日付け食安監発第1013001号によりインド政府機関によって発行された衛生事項の証明書を受け入れることとしたところ です。

については、インド産家きん肉等の輸入届出がなされた際には、輸入者及び製造所ごとに、初回輸入時及び定期的に現場検査を行うことにより、汚染の有無や疾病検査の状況（内臓摘出後検査が実施されているか等）を確認する等、積極的に衛生実態の把握に努めるようお願いいたします。